

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024(抜粋)

令和6年6月11日
すべての女性が輝く社会づくり本部
男女共同参画推進本部

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

(1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

災害は全ての人の生活を脅かすが、女性やこども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応が行われることが災害に強い社会の実現のためには不可欠である。

令和6年1月の能登半島地震発生直後には、石川県を含む被災自治体に対し、「防災・復興ガイドライン」に基づく取組を要請した。また、内閣府男女共同参画局の職員を現地対策本部に派遣し、避難所運営等において「女性の視点からの避難所チェックシート」の活用を促した。一方、一部の避難所においては被災者支援体制において男女共同参画の視点が十分ではなく、女性のニーズに配慮した対応が不十分であったとの情報も寄せられている。

これらを踏まえ、内閣府では今般の災害対応に当たった被災自治体や応援自治体、民間団体等の平常時の備えや発災後の対応、復旧・復興に向けた取組や各種事例等を収集し、同ガイドラインを踏まえた災害対応の取組状況について把握するための調査を行う。また、調査結果に基づき、今後の災害対応において男女共同参画の視点を更に反映させられるよう課題や取組を整理し、報告書として取りまとめる。【内閣府】

防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。【内閣府、総務省】

① 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を令和7年までに30%にする目標や、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を引き上げる目標(令和7年までに、女性が登用されていない組織数を0にするとともに、委員に占める女性の割合を早期に15%とし更に30%を目指す)などを達成するため、毎年度実施している「防災・復興ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況のフォローアップ調査及び同調査結果に基づき作成した「見える化」マップや地方防災会議への女性委員の積極的な登用を行っている地方公共団体の好事例をあらゆる機会を通じて展開する。国や地方公共団体の災害対策本部等に女性職員や男女共同参画担当部局の職員の配置が図られるよう、災害対応における男女共同参画の視点からの取組についての意識向上に取り組む。【内閣府】

② 防災の現場等における女性の参画拡大

平常時からの防災・危機管理担当部局への女性職員の配置により、災害時、女性と男性で異なる支援ニーズに適切かつ迅速に対応することが可能となることから、国や地方公共団体の災害対応の現場への女性の参画を促進する。また発災直後、職員は緊急参集や現地派遣等の突発的な対応が求められるが、育児や介護等を担っている職員の場合、預け先が確保できない等の理由から災害対応が難しい状況である。今般の能登半島地震では高齢者や介護が必要な被災者も多く、被災者やケアを行う者の多様なニーズに配慮した支援を行うには、家族のケアの経験もある多様な人材が災害対応業務に従事できる必要があることから、災害対応に携わる職員への支援を行う地方公共団体の好事例を継続して収集・展開する。

【内閣府】

男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となることを目的とした「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク(相互支援ネット)」について、地方公共団体に対して周知するとともに、同ネットワークの活用事例についてあらゆる機会を通じて展開する。【内閣府】

③ 男女共同参画の視点に立った民間との連携・協働体制の構築

「防災・復興ガイドライン」の内容を基にした「実践的学習プログラム」や、女性の地域での防災活動への参画や防災リーダーの育成についての取組を紹介している「ノウハウ・活動事例集」等を地方公共団体や自主防災組織等の地域組織を対象とした研修等で活用し、地域における防災活動への女性の参画を拡大し、地域の防災力向上につなげる。【内閣府】

災害対応において男女共同参画の視点を反映するため、両部局が主催する研修や勉強会等に職員が互いに参加する等、平常時からの内閣府防災担当と男女共同参画局の連携を強化する。地方公共団体で災害対応に携わる女性職員、女性防災士、地域の女性防災リーダー等、組織の枠を超えた女性の防災人材のつながりを強化するため、よんなな防災会女子部等の民間団体とも連携し積極的に意見交換や情報共有を行う。【内閣府】

④ 男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進

防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、継続して情報提供や働きかけを行う。【内閣府、総務省、文部科学省】